

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3		府省庁名 <u>スポーツ庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">その他（ゴルフ場利用税）</span>		
要望項目名	ゴルフ場利用税の廃止		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li style="padding-left: 20px;">—</li> <li>・ 特例措置の内容</li> <li style="padding-left: 20px;">「ゴルフ場利用税」を廃止する。</li> </ul>		
関係条文	地方税法第75条、第75条の2、第75条の3、第76条、第103条関係		
減収見込額	[初年度] ▲47,538 (—)      [平年度] ▲47,538 (—) [改正増減収額] <span style="float: right;">(単位：百万円)</span>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成23年6月に成立し、同年8月に施行されたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第1項では、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」と規定されており、生涯スポーツ社会の実現が法律上規定された。また、同法第8条では、「政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。」規定されている。</p> <p>ゴルフは2016年のオリンピック競技大会リオデジャネイロ大会から正式競技に復帰しており、競技スポーツとして国際的にも広く認知されているところである。</p> <p>また、ゴルフは老若男女問わず親しむことのできるスポーツであり、国民のスポーツライフの中でも主要な位置を占めている。平成28年度に行われた「スポーツの実施状況等に関する世論調査」によれば、国民が過去1年間に行った運動・スポーツの中で、ゴルフは第8位の6.4%に上っている。</p> <p>一方で、平成元年4月の消費税創設以降、スポーツの中でゴルフだけが消費税と施設利用税との二重の負担となっており、公平性を欠いているとの声が寄せられており、他のスポーツに比べ競技者の金銭的負担が重くなっている。また、平成28年「消費者物価指数年報」（総務省）によれば、ゴルフプレー料金の消費者物価指数は、過去21年間で、52.1ポイント低下している。このため、ゴルフプレー料金に占めるゴルフ場利用税の割合は相対的に高まっており、利用者の負担感も増大しているところ。</p> <p>ゴルフ場利用税は、現在、ゴルフ場所在市町村にとって貴重な財源となっているという状況はあるが、高齢化が進む日本社会において、世代を問わずプレーに親しむことが可能なゴルフの振興は、生涯スポーツ社会の実現に大きく貢献するものであり、その結果、生涯にわたる心身ともに健康で文化的な生活が実現される。</p> <p>国民のスポーツライフの中でも主要な位置を占めているゴルフにより多くの国民が積極的に参画できる環境を整備するためには、ゴルフ場利用税の廃止を行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【スポーツ基本法における位置づけ】</p> <p>第2条において「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」と規定されており、世代を問わず親しむことが可能なゴルフの振興はこれに資するものとなる。</p> <p>【スポーツ基本計画における位置づけ】</p> <p>ゴルフの振興は、スポーツ基本計画に規定されているスポーツ実施率の向上にも資するものであり、生涯スポーツ社会の実現に大きく貢献するものである。</p> <p>また、平成27年10月に発足したスポーツ庁は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としているところである。</p>	
	政策の達成目標	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—	
	同上の期間中の達成目標	—	
政策目標の達成状況	<p>○成人の週1回以上のスポーツ実施率：42.5%</p> <p>○成人の週3回以上のスポーツ実施率：19.7%</p> <p>○成人で過去1年間にスポーツを行った者の割合 63.5%</p> <p>（スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成28年度））</p>		
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用対象：72,164,233人</p> <p>対象施設：2,320施設</p> <p>（総務省「平成27年度 道府県税の課税状況等に関する調」）</p>	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>○平成15年度のゴルフ場利用税の一部非課税措置の導入以来、非課税措置適用者は4,108千人（平成15年度）→15,589千人（平成27年度）に、総利用者数に占める割合は4.6%（平成15年度）→17.8%（平成27年度）に増加しており、ゴルフ場利用税の廃止はゴルフ競技人口の増加に効果があり、スポーツ実施率の向上につながると考えられる。</p> <p>○ゴルフ場利用税が廃止された場合、ゴルフのプレー回数増やゴルフ用品の購入など、廃止分をゴルフ関係に活用すると回答したゴルファーは85%である（ゴルフダイジェスト・オンラインによるアンケート調査（平成28年実施））。</p>	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○文部科学省の実施する政策評価における施策目標（平成29年度文部科学省政策評価実施計画）「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」</p> <p>・平成29年度予算額：1,739,096千円</p> <p>※この他、明確に分けられない経費として、学校施設環境改善交付金の社会体育施設整備費補助（平成29年度予算額：24,069,000千円の内数）も含まれる。</p>	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置においては、スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大のための環境整備を促進し、また、先進事例の開発等を行っている一方、本税制改正要望は、特定スポーツ種目に対する課税を解消するものである。	
		ページ	3—2

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>○簡素で公平な税制を目指すためには、消費税導入時に原則廃止された娯楽施設利用税のうち、唯一存置されたゴルフ場利用税に関し、その二重の課税を解消するために廃止することが妥当である。また、税収も近年大幅に減少している。これを存続させるよりも廃止することにより、金銭的な負担の軽減を図り、高齢化する日本社会において老若男女問わず楽しめる貴重なスポーツであるゴルフプレー人口の増大につなげていくことが必要である。</p> <p>○予算措置においては、生涯スポーツ社会の実現のための環境整備を促進し、また先進事例の開発等を行っている一方、本税制改正要望は、特定スポーツ種目に対する課税を解消するものである。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時からの達成 度及び目標に達してい ない場合の理由</p>	<p>—</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(1) 平成元年度、消費税創設に伴い娯楽施設利用税が課税対象をゴルフ場に限定され「ゴルフ場利用税」と改称される。</p> <p>(2) 平成 15 年度税制改正要望において以下の者について地方税法上非課税措置が規定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年齢 18 歳未満の者</li> <li>② 年齢 70 歳以上の者</li> <li>③ 障害者</li> <li>④ 国体のゴルフ競技に参加する選手</li> <li>⑤ 学生、生徒等やその引率をする教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合</li> </ul> <p>(3) 平成 25 年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(4) 平成 26 年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(5) 平成 27 年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(6) 平成 28 年度税制改正要望で廃止を要望。</p> <p>(7) 平成 29 年度税制改正要望で廃止を要望。</p>	